



佐賀県公報

平成17年
10月31日
(月曜日)
第 12675号

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように改正する。

第三条第二項中「出入港届（様式第十六号）」を「港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条第二項に規定する様式（以下「出入港届」という。）」に改め、同条第三項中「様式第十六号」を「出入港届」に改め、「昭和二十六年運輸省令第九十八号」を削る。

様式第十六号を次のように改める。

~~様式第十六号~~ 削除

第三条第二項中「出入港届（様式第十六号）」を「港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条第二項に規定する様式（以下「出入港届」という。）」に改め、同条第三項中「様式第十六号」を「出入港届」に改め、「昭和二十六年運輸省令第九十八号」を削る。

◎佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

（一三三・港湾課）一

◎佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく移入規制種の指定

規則 告示

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

公 告

（五三六・環境課）一

（五三七・道路課）三

（五三八・〃）三

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県港湾管理条例施行規則に規定する様式第六号による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

○告示

○佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一三三三号）

- 1 入出港届の様式については、港湾法施行規則第一五条第二項に規定する様式によることとした。（第三条及び様式第一六号関係）
- 2 この規則は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第百三十三号

一 移入規制種の名称及び移入規制種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと（以下「移入行為等」という。）を禁止する地域

平成十七年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県告示第五百三十六号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成十四年佐賀県条例第四十八号）第六十五条第一項の規定により移入規制種を次のとおり指定し、平成十八年四月一日から施行する。

	魚類	植物	区分	移入規制種の名称														
				禁止する地域														
ブルーギル			県内全域	イタチハギ イチイヅタ オオカワヂシヤ オオキンケイギク オオフサモ オニウシノケグサ コマツナギ全種（日本在来種のコマツナギを除く。） キショウブ コカナダモ コンテリクラマゴケ シナダレスズメガヤ ハリエンジュ ヒメヒオウギズイセン ブラジルチドメグサ ボタンウキクサ ホテイアオイ ミズヒマワリ オオクチバス ガ一科全種 カダヤシ コクチバス タイリクバラタナゴ パイク科全種	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

	魚類	植物	は虫類	移入規制種の名称														
				移入行為等を														
		ほ乳類	は虫類	イタチハギ イチイヅタ オオカワヂシヤ オオキンケイギク オオフサモ オニウシノケグサ コマツナギ全種（日本在来種のコマツナギを除く。） キショウブ コカナダモ コンテリクラマゴケ シナダレスズメガヤ ハリエンジュ ヒメヒオウギズイセン ブラジルチドメグサ ボタンウキクサ ホテイアオイ ミズヒマワリ	ヤギ	ワニガメ アライグマ ヌートリア ハクビシン	カミツキガメ ミシシッピアカミミガメ	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
		備考	備考	移入規制種には、捕獲し、又は採取したものをその場で放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまく行為を含む。	二	移入規制種に係る適切な飼養栽培施設等及び適切な取扱いの方法	(植物)											
		移植用施設を含む。)	移植用施設を含む。)	植物の個体、個体の一部、種子、胞子その他の繁殖器官（以下「植物の個体等」という。）及び栽培に使用した水が野外に飛散し、又は流出しない容器又は施設（移動用施設を含む。）	イ	容器又は施設の水替えをする時は、綿布などでろ過した後に排水するなど、植物の個体等が野外に飛散し、又は流出しないようにすること。	ア	栽培に使用した土を野外に放出しないこと。ただし、十分に加熱処理をした場合はこの限りではない。	イ	容器又は施設の水替えをする時は、綿布などでろ過した後に排水するなど、植物の個体等が野外に飛散し、又は流出しないようにすること。	ア	栽培に使用した土を野外に放出しないこと。ただし、十分に加熱処理をした場合はこの限りではない。	イ	容器又は施設の水替えをする時は、綿布などでろ過した後に排水するなど、植物の個体等が野外に飛散し、又は流出しないようにすること。	ア	栽培に使用した土を野外に放出しないこと。ただし、十分に加熱処理をした場合はこの限りではない。	イ	容器又は施設の水替えをする時は、綿布などでろ過した後に排水するなど、植物の個体等が野外に飛散し、又は流出しないようにすること。

〈魚類〉

移入規制種の名称	適切な飼養栽培施設等	適切な取扱いの方法
オオクチバス ガ一科全種 カダヤシ コクチバス タイリクバラタナゴ パイク科全種 ブルーギル	生きている個体又は卵が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）	生きている個体又は卵が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）
カミツキガメ ミシシッピアカミニガメ ワニガメ	生きている個体又は卵が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）	生きている個体又は卵が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）
アライグマ ヌートリア ハクビシン ヤギ	生きている個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）	生きている個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

〈は虫類〉

移入規制種の名称	適切な飼養栽培施設等	適切な取扱いの方法
カミツキガメ ミシシッピアカミニガメ ワニガメ	生きている個体又は卵が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）	生きている個体又は卵が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

〈ほ乳類〉

移入規制種の名称	適切な飼養栽培施設等	適切な取扱いの方法
アライグマ ヌートリア ハクビシン ヤギ	生きている個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）	生きている個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

●佐賀県告示第五百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十月三十一日から平成十七年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 浜玉相知線	唐津市鏡字井樋田三四八〇番三地先から 唐津市鏡字才三町二十五一二番二地先まで	平成一七・一一・一

その区域を表示した図面は、平成十七年十月三十一日から平成十七年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）第65条第1項の規定による移入規制種の指定（平成17年佐賀県告示第536号）のうち、オオクチバスに係る移入行為等（捕獲したものをその場で放つ行為に

限る。)を禁止する地域(以下「禁止地域」という。)の指定の変更について、
申出書を次のとおり受け付けます。

提出された申出書に基づき、県は、禁止地域の指定の変更を検討します。

平成17年10月31日

佐賀県知事 古川康

1 禁止地域の指定の変更の対象

閉鎖性水域であるため池及びダム(以下「ため池等」という。)で、国管理の一級河川における集水域及び県管理の二級河川区域における集水域を基本に区分した6水域(筑後川、嘉瀬川、松浦川、有田・伊万里川、六角川及び塩田川)ごとに2か所までとする。

2 禁止地域の指定の変更の要件等

(1) 当該地域において多くの人がオオクチバスの釣りを行い、これによる地

元への経済効果が高いと考えられること。

(2) ため池等内に生息するオオクチバスを当該地域外へ流出させないために必要な措置(以下「流出防止措置」という。)が講じられること。

(3) 流出防止措置を継続するための責任管理体制や役割分担が図られ、かつ、ため池等の管理者や県との連絡体制が十分であること。

(4) 禁止地域の指定の変更及び流出防止措置について、ため池等の所有者(管理者)の同意を得ていること。

3 申出書を提出できる者

流出防止措置を講じ、当該措置の維持・管理を行うことができる県内の団体

4 申出に係る説明書の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成17年10月31日(月)から平成17年12月15日(木)まで(土曜日、日

曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

佐賀県くらし環境本部環境課自然環境担当(佐賀市城内一丁目1番59号)

5 申出書の提出先並びに提出期間及び方法

(1) 提出先 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県くらし環境本部環境課自然環境担当

(2) 提出期間及び方法

平成17年12月28日(水)の午後5時までに、説明書に基づき申出書を作成し、持参又は郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は、同日消印有効とします。

6 聞い合わせ先

佐賀県くらし環境本部環境課自然環境担当

電話 0952-25-7080 Email:kankyou@pref.saga.lg.jp

7 その他

(1) 申出にあたっての詳細は説明書によります。

(2) 申出に関するヒアリングを行うことがあります。